

原子力委員会及原子力局に第一の責任は何か

政府の政治的活動は「二の次」であることを申入れべきで

1. 科学的に安んず出来る放射能汚染に限度のあること^{援助}と^{納得させることが出来る}感情の問題と
安んずに結びつけられたことは日本の原子力開発に障害を興った。

2. 原子力慣れと 無知なるか故の恐怖の問題という形で取上げられた

3. 新聞が無知として扱はず 「主婦連のこの恐怖感」として扱ったこと
は ビキニの墜の「まぐろ」を捨てた愚の繰返ししてあること
には言及していない

ビキニの愚では無く 尚にもつとも至極な
「ビキニの感情」として扱っている。

4. 原子力委員会の責任は 行政委員会では無いが
原子力開発計画をたて 有効に開発を進めて行く責任がある。

国民全般に ビキニの愚を 確かに 愚であることを判らせることである

寧ろ 原子力は安全であるとか
放射能を出さない } 事を証言する責任は本務に
はない。

5. 原子力は核兵器であつて 原子炉規制法では扱へない。
原子力委員会の責任は 外国兵器の内容を信用するといふより
a) 国民を放射能の危険から守ることである。
b) 本務として放射能の危険の有無を監視することである。
c) そしてその面で国民から安んずして信頼されることである。
6. 放射能の危険の有無を監視するのは
放射線障害防止法に準拠すべきであつて

実際に行はれている方法はこれに準拠していない。

その実障的理由は

7. 放射線障害防止法に不備があつて ICRP 即 放射線審議会の
方針と違ふ所を残してあるからである。排出口で測定するなど^{不明}は
あつた。

8. 要するに今回の佐世保の処置は 米国に対し 日本の取扱い^{け出}した
a) ビキニのまぐろの感情が一般国民に未だ残つていふこと。
b) 放射線障害防止法は 尚にも不備であること。
c) 日本政府の処置は 信頼感に 乏しいこと。

9. 国内的には
ひいては 将来の国民の補償要求の口実を興^興 原子力発電株式会社
再処理施設を作りこいし、安んずにひっかけ原子力開発を導かせた。